

目 次

津市告示

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車の撤去及び保管

公示送達

公示送達

津市公告

平成30年度津市職員採用試験実施

平成30年度津市職員採用試験（職務経験者対象）実施

条件付一般競争入札執行

開発行為に係る工事の完了

犬の抑留

平成30年7月分津市農用地利用集積計画の決定

開発行為に係る工事の完了

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市消防本部公告

平成30年度津市消防職員採用試験実施

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市教育委員会公告

平成30年度津市幼稚園教諭・養護教諭採用試験実施

津市選挙管理委員会告示

白山町土地改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数

白山町土地改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

白山町土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任
三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の一部改正
白山町土地改良区総代会総代選挙における当選人
白山町土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 1 9 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 5 年津市告示第 6 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 8 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

つつじが丘自治会

三重県津市渋見町字北浦 7 7 0 番地 1 4 1

代表者 諸岡 明彦

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	田和 實 三重県津市渋見町 6 3 0 番地 1 4 2
変更後	諸岡 明彦 三重県津市長岡町 7 5 0 番地 2 0

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 0 年 4 月 1 5 日の通常総会において改選されたため。

津市告示第 1 9 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 8 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
一身田町地内	1	平成 3 0 年 7 月 2 日
江戸橋二丁目地内	1	平成 3 0 年 7 月 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 3 0 年 7 月 3 日
久居小野辺地内	1	平成 3 0 年 7 月 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 7 月 5 日
栄町四丁目地内	2	平成 3 0 年 7 月 1 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 7 月 1 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 7 月 1 3 日
津新町駅北公共自転車等駐車場	9	平成 3 0 年 7 月 1 3 日
津新町駅南公共自転車等駐車場	1 1	平成 3 0 年 7 月 1 3 日
津新町駅南第二公共自転車等駐車場	1	平成 3 0 年 7 月 1 3 日
津新町駅南第三公共自転車等駐車場	1 6	平成 3 0 年 7 月 1 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 3 0 年 7 月 1 7 日
白塚町地内	2	平成 3 0 年 7 月 1 7 日
久居元町地内	1	平成 3 0 年 7 月 1 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 7 月 1 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 7 月 1 8 日
栗真中山町地内	1	平成 3 0 年 7 月 1 9 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 7 月 2 0 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 7 月 2 3 日
納所町地内	5	平成 3 0 年 7 月 2 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 7 月 2 5 日

津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成30年 7月27日
----------------	---	-------------

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

下記の者の平成30年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

平成30年8月13日

記

[illegible]

津市告示第 1 9 4 号

下記の者の平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書等は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 3 0 年 8 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	平成 2 9 年度市民税・県民税納税通知書過年度随時 2 期及び平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで

		ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○	○○ ○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○ ○○○○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	○○ ○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	○○ ○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○ ○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○	平成 2 9 年度市民税・県 民税納税通知書過年度随 時 2 期及び平成 3 0 年度 市民税・県民税納税通知 書第 2 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○	平成 3 0 年度市民税・県 民税納税通知書第 2 期か ら第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	平成 3 0 年度市民税・県 民税納税通知書第 2 期か ら第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	平成 3 0 年度市民税・県 民税納税通知書第 2 期か ら第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	平成 3 0 年度市民税・県 民税納税通知書第 2 期か ら第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○	平成 3 0 年度市民税・県 民税納税通知書第 2 期か ら第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	平成 3 0 年度市民税・県 民税納税通知書第 2 期か ら第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	平成 3 0 年度市民税・県 民税納税通知書第 2 期か ら第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	平成 3 0 年度市民税・県 民税納税通知書第 2 期か ら第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	平成 3 0 年度市民税・県 民税納税通知書第 2 期か ら第 4 期まで

○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○ ○○	平成２９年度市民税・県 民税納税通知書過年度随 時２期及び平成３０年度 市民税・県民税納税通知 書第２期から第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○ ○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○	○ ○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書年金特徴 仮徴収第１期から翌年度 仮徴収第３期まで
○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か

	○○○○○○○○○○○○	ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○ ○○○○○○ ○○ ○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○	○○ ○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○ ○○○ ○ ○○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○	○○ ○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○	○○ ○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○	○○ ○○	平成２９年度市民税・県 民税納税通知書過年度随 時２期
○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○ ○○○	平成２９年度市民税・県 民税納税通知書過年度随 時２期

	○○○○○	
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○ ○○○○ ○ ○○○○○○○○ ○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○ ○○○○○	平成２９年度市民税・県 民税納税通知書過年度随 時２期及び平成３０年度 市民税・県民税納税通知 書第２期から第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○○ ○○ ○○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○○○ ○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○○ ○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○○ ○○ ○○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○ ○○○ ○ ○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○○○ ○ ○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か

○		ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○○ ○○ ○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○ ○○○ ○○○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○ ○○○ ○ ○○○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○ ○○ ○○○○○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○	○ ○○○	平成29年度市民税・県 民税納税通知書過年度随 時2期及び平成30年度 市民税・県民税納税通知 書第2期から第4期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○ ○○○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○○ ○○○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○○ ○○○ ○○○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か

	○○○○	ら第４期まで
○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○ ○○○○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○ ○○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○ ○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○ ○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○○ ○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○ ○○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○	○○ ○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○	○○ ○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○ ○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○	平成３０年度市民税・県

	○ ○○○○ ○○ ○○	民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○ ○ ○○○ ○○○○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○○○○○ ○○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○ ○○○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○ ○○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○ ○○○○ ○○○ ○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○ ○○ ○○ ○○○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○ ○ ○○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○○	○ ○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで

		ら第４期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○ ○ ○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○ ○○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○ ○○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○ ○○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○	平成３０年度市民税・県

	〇〇	民税納税通知書第２期から第４期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇 〇 〇〇〇	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇 〇〇〇〇〇	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇〇	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇 〇〇〇	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇 〇〇〇〇	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで

		ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○ ○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○ ○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○ ○ ○○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税変更（賦課決定）通 知書
○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○	○○ ○○	平成３０年度市民税・県

		民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○○ ○○○○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○ ○ ○○○○○ ○○○○ ○○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○ ○○○○○○	平成 2 9 年度市民税・県民税納税通知書過年度随時 2 期及び平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○○	平成 2 9 年度市民税・県民税納税通知書過年度随時 2 期及び平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○○ ○○○ ○○○○○	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで
○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○	平成 3 0 年度市民税・県

○○○○○○○○○○	○○○○○○○	民税納税通知書第２期から第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	○○○ ○○○○○ ○	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○ ○○○○	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○ ○○○ ○○○○	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
○○○○○○○	○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○ ○○○	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○ ○○○○○	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○○○○○	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○ ○○○	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○	平成３０年度市民税・県民税納税通知書第２期から第４期まで

○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○ ○○○○ ○○ ○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○ ○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○○○ ○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○ ○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○○ ○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○ ○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○ ○○ ○○○○○○ ○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで
○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○	平成３０年度市民税・県 民税納税通知書第２期か ら第４期まで

津市公告第 1 1 1 号

平成 3 0 年度津市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成 3 0 年 8 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 職種等、採用予定人数及び受験資格

職 種 等	採用 予定 人数	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日 等
事 務 職	三 十 五 人 程 度	(1) 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成31年3月卒業（修了）見込み（中学校卒業見込みを除く。）の人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	○ 大学院修了 昭和60年4月2日以降出生の人 ○ 大学卒 昭和62年4月2日以降出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程) 卒 平成元年4月2日以降出生の人 ○ 高等学校卒 平成3年4月2日以降出生の人 ○ 中学校卒 平成3年4月2日以降平成13年4月1日までに出生の人
事 務 職 (身体障 がい者 対象)	一 人 程 度	事務職の学歴、免許等の要件を満たし、次のすべての条件を満たす人 (1) 自力による通勤が可能で、介護者なしに事務職としての職務の遂行が可能な人 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている人	
技 術 職 (土 木)	二 人 程 度	(1) 次のすべての条件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成31年3月卒業（修了）見込みの人 イ 上記アに掲げる学校等において土木に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	○ 大学院修了 昭和60年4月2日以降出生の人 ○ 大学卒 昭和62年4月2日以降出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程) 卒 平成元年4月2日以降出生の人 ○ 高等学校卒 平成3年4月2日以降出生の人
技 術 職 (機 械)	二 人 程 度	(1) 次のすべての条件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成31年3月卒業（修了）見込みの人 イ 上記アに掲げる学校等において機械に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	

職 種 等	採用 予定 人数	受 験	資 格
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日 等
保 育 士	十 人 程 度	保育士資格と幼稚園教諭普通免許状の両方を有する人又は平成３１年３月までに有する見込みの人	○ 昭和６２年４月２日以降出生の人
保 健 師	一 人 程 度	保健師免許を有する人又は平成３１年４月までに有する見込みの人	
技 能 員 （ 清 掃 員 等 ）	十 人 程 度	中学校卒業以上の学歴を有する人	○ 昭和５９年４月２日以降平成１３年４月１日までに出生の人
技 能 員 （ 調 理 員 ）	五 人 程 度		
すべての職種に共通する受験資格 地方公務員法第１６条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人で通勤可能な人			

2 職務内容

職 種 等	職 務 内 容
事 務 職	一般行政事務
事 務 職 (身体障がい者対象)	
技 術 職 (土 木)	土木事業に係る計画、設計、施工管理等に関する技術的業務
技 術 職 (機 械)	施設等に係る設計、施工・維持管理等の機械に関する技術的業務
保 育 士	児童福祉施設（保育所等）等、幼稚園その他の施設における児童の保育業務、幼児教育業務等
保 健 師	乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導業務等

職 種 等	職 務 内 容
技 能 員 (清 掃 員 等)	清掃、用務等の労務作業
技 能 員 (調 理 員)	学校、児童福祉施設（保育所等）等における給食業務

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

平成30年8月3日（金）から平成30年8月24日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市職員採用試験申込書（受験票付き）----- 1 通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

（印刷用紙は白色の A4 版（縦：29.7cm、横：21cm）を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色の A4 版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。）

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。

イ 返信用封筒----- 2 通（持参による申込みの場合は 1 通）

※ 返信用封筒のサイズ：長形 3 号（縦：23.5cm、横：12cm）

※ この返信用封筒により受験票及び第 1 次試験に係る可否の通知（持参による申込みの場合は、第 1 次試験に係る可否の通知）を送付しますので、82 円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

ウ 事務職（身体障がい者対象）を受験する人は、身体障害者手帳（受験者の氏名、生年月日、等級が確認できるページ）の写し----- 1 通

(3) 提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

平成30年8月24日（金）午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当（津市本庁舎7階）に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課あて

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

平成30年8月24日（金）午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

【提出先】津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課（津市本庁舎7階）

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却（又は返信用封筒により返送）し、又は受験を無効とすることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で平成30年9月3日（月）までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課（電話番号 059-229-3106）へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による提出はできません。

オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

(1) 試験科目

職 種 等	試 験 科 目
事 務 職	教養試験・事務適性検査
事 務 職 (身体障がい者対象)	
技 術 職 (土 木)	教養試験・専門試験
技 術 職 (機 械)	
保 育 士	教養試験・専門試験
保 健 師	
技 能 員 (清 掃 員 等)	教養試験・労務適性検査
技 能 員 (調 理 員)	

(2) 試験の内容

試 験 科 目	試 験 の 内 容
教 養 試 験	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式による筆記試験
事 務 適 性 検 査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみるための択一式による筆記検査

専 門 試 験	技 術 職 (土 木)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工に関する択一式による筆記試験
	技 術 職 (機 械)	数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術（電気技術、電子技術、制御）及び電子機械に関する択一式による筆記試験
	保 育 士	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健（精神保健を含む。）に関する択一式による筆記試験
	保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論に関する択一式による筆記試験
労 務 適 性 検 査		技能員としての適応性を作業適性及び社会適応性の両面からみるための択一式による筆記検査

※ 教養試験及び専門試験（技術職（土木）、技術職（機械））の試験問題は、高等学校卒業程度です。

※ 試験問題及び検査問題は、活字印刷文で出題します。

（３）試験日

平成３０年９月１６日（日）

（４）試験場所

津市立三重短期大学（津市一身田中野１５７番地）又は津市本庁舎（津市西丸之内２３番１号）

※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

（５）結果発表

平成３０年１０月９日（火）（予定）に受験者全員に対し、可否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

５ 第２次試験

第１次試験合格者に対して次のとおり行います。

（１）試験科目・試験日

職 種 等	試 験 科 目	試 験 日（予 定）
事務職 事務職（身体障がい者対象）	口述試験（個人面接）	平成３０年１０月２０日（土） 又は 平成３０年１０月２１日（日）
	実地試験（グループワーク） ケーススタディ試験 職場適応性検査	平成３０年１０月２２日（月）
技術職（土木） 技術職（機械） 保健師	口述試験（個人面接）	平成３０年１０月２０日（土） 又は 平成３０年１０月２１日（日）
	実地試験（グループワーク） 職場適応性検査	平成３０年１０月２２日（月）

職 種 等	試 験 科 目	試 験 日（予 定）
保育士	実技試験（課題実技） 職場適応性検査	平成３０年１０月２３日（火）
技能員（清掃員等） 技能員（調理員）	口述試験（個人面接） 職場適応性検査	平成３０年１０月２０日（土） 又は 平成３０年１０月２１日（日）

詳細については、第１次試験の結果発表の際に通知します。

（２）試験場所

第１次試験の結果発表の際に通知します。

（３）結果発表

平成３０年１１月初旬に第２次試験受験者全員に対し、可否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

6 第3次試験

第２次試験合格者に対して次のとおり行います。

（１）試験科目

口述試験（個人面接）・・・全職種

集団討議・・・保育士、技能員（清掃員等）及び技能員（調理員）を除く全職種

（２）試験日

平成３０年１１月中旬から下旬まで

詳細については、第２次試験の結果発表の際に通知します。

（３）試験場所

第２次試験の結果発表の際に通知します。

（４）その他

第３次試験の受験日までに最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。

詳細については、第２次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

平成３０年１２月中旬に第３次試験受験者全員に対し、可否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

8 合格から採用まで

- （１）最終合格者については、平成３１年４月１日に採用する予定です。ただし、保健師については、２０１９（平成３１）年４月１日以降２０１９年５月１日までに採用する予定です（当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります。）。

(2) 上記(1)の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。

なお、当該繰上げを行う期間は、2020年3月31日までとします。

(3) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

9 採用後の給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学歴	初任給（給料）※1	給与月額（見込）※2
大学院（修士課程）修了	192,700円	228,500円
大学卒（保健師養成所卒含む。）	179,200円	212,500円
短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒	162,700円	192,900円
高等学校卒又は中学校卒（18歳の場合）	151,500円	179,700円

※1 上記の初任給は、新卒者等に係る平成30年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。また、職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

※2 上記の給与月額は、給料、地域手当（勤務地：津市）及び時間外勤務手当を含んでいます（100円未満の金額については切り捨てで表記しています。）。また、時間外勤務手当については、平成29年度1人当たりの平均時間外勤務時間数（15時間程度）で算出しています。

なお、上記の給与以外に、期末・勤勉手当（平成29年度実績4.4月分）が別途支給されます。また、支給要件に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当も支給されます。

10 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります。

(例1) 児童福祉施設（保育所等）等に勤務する保育士及び技能員（調理員）の場合

勤務時間は、原則、月曜日から土曜日までのうち1週間当たり5日勤務で、午前7時30分から午後7時までのうち7時間45分（施設等により異なる場合があります。）

(例2) 学校等に勤務する技能員（調理員）の場合

勤務時間は、原則、月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時45分まで（学校等により異なる場合があります。）

(2) 勤務場所

本庁、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

(3) 休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります（上記「(1) 勤務時間」を参照）。

(4) 休暇等

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業等があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合等に参加し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

(6) 人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する部課等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

イ プリセプター制度

市の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安感を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、1人の新人に対して、1人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

ウ 研修制度

実務研修、職務実践研修など様々な研修を実施しています。

11 その他

(1) 条件付採用について

採用後6か月の間は、地方公務員法第22条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません）。

(2) 併願について

津市教育委員会が実施する幼稚園教諭等の採用試験との併願が可能です。

(3) 問い合わせ

この試験の詳細については津市総務部人事課（津市本庁舎7階）までお問い合わせください。
電話番号（059-229-3106）

◎ 日本国籍を有しない人が津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職及び技術職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職及び技術職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公権力の行使」に係る職務について

「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

津市公告第 1 1 2 号

平成 3 0 年度津市職員採用試験（職務経験者対象）を次のとおり実施します。

平成 3 0 年 8 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用 予定 人数	受 験 資 格	
		経 歴、免 許 等	生 年 月 日 等
事 務 職	三 人 程 度	平成25年4月1日から平成30年7月31日までの間に、民間企業等における職務経験が3年以上ある人	○ 大学院修了 昭和34年4月2日以降昭和60年4月1日までに出生の人 ○ 大学卒 昭和34年4月2日以降昭和62年4月1日までに出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒 昭和34年4月2日以降平成元年4月1日までに出生の人 ○ 高等学校・中学校卒 昭和34年4月2日以降平成3年4月1日までに出生の人
言 語 聴 覚 士	一 人 程 度	平成25年4月1日から平成30年7月31日までの間に、医療機関、社会福祉施設等における職務経験（言語聴覚士としての職務経験に限る。）が3年以上ある人で、言語聴覚士免許を有する人	○ 昭和34年4月2日以降昭和62年4月1日までに出生の人
すべての職種に共通する受験資格 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人で通勤可能な人			

【注意事項】

- （1）上記の「民間企業等における職務経験」「医療機関、社会福祉施設等における職務経験」には、会社員・自営業者・公務員等として1年以上継続して勤務した期間が該当し、また、当該期間が複数ある場合は通算します。当該職務経験の対象となる雇用形態は、原則として正社員（正職員）としますが、正社員（正職員）以外の雇用形態であっても、1つの事業に1週間当たり30時間以上従事している場合に限り、正社員（正職員）の職務経験とみなします。ただし、本市職員としての経験は対象外とします。
 また、当該期間の算定については、月単位で計算を行います。月の途中での就労及び退職は、就労及び退職日を含む月を1か月とみなします。ただし、同じ月に重複する職歴がある場合は、一方のみを算入します。
- （2）最終合格者については、上記の職務経験を確認するため、当該職務経験に係る在職証明書（原則として、勤務先による押印等が必要です。）を提出していただきます。当該職務経験が確認できない場合は、採用されません。
- （3）複数の職種を同時に受験することはできません。
- （4）平成30年8月1日現在に本市職員（任期付職員、非常勤職員及び臨時職員を除く。）である方は受験できません。

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
事 務 職	一般行政事務
言 語 聴 覚 士	音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある方のその機能の維持向上を図る訓練業務等

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

平成30年8月3日（金）から平成30年9月28日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市職員採用試験（職務経験者対象）申込書（受験票付き）-----1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

（印刷用紙は白色のA4版（縦：29.7cm、横：21cm）を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。）

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。

イ エントリーシート（No. 1、No. 2及びNo. 3）-----それぞれ1通

※ エントリーシートは、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

（印刷用紙は白色のA4版（縦：29.7cm、横：21cm）を使用し、それぞれ1枚ずつ片面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及びそれぞれ1枚ずつ片面印刷していない場合は、受理できません。）

※ エントリーシートは必ず受験者本人が直筆で記入するものとし、黒のボールペン又はインク（消せるボールペンは使用できません。）を使用し、楷書で丁寧に書いてください（コピーの提出は受理できません。）。

※ 所定の枠内に記入してください。また、別紙や資料等を添付することはできません。

ウ 返信用封筒-----2通

※ 返信用封筒のサイズ：長形3号（縦：23.5cm、横：12cm）

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る可否の通知を送付しますので、82円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

(3) 提出方法

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験（職務経験者対象）申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

平成30年9月28日（金）午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当（津市本庁舎7階）に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課あて

※ 提出方法は原則郵送のみとなりますので提出書類に不備等がないよう十分注意してください。

※ 郵送による提出を原則としますが、やむを得ず上記送付先に持参する場合であっても、その場での受付は行わず、郵送による提出と同様の取り扱いとします。

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却（返信用封筒により返送）し、又は受験を無効とすることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 平成30年10月9日（火）までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課（電話番号059-229-3106）へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による提出はできません。

オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。また、再提出を行うことはできません。

4 第1次試験

書類選考を行います。

（1）選考の内容

エントリーシートに記載された内容に基づき選考します。

（2）結果発表

平成30年10月中旬に受験者全員に対し、可否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

（1）試験科目

ア 社会人基礎試験

※ 職務基礎力試験（社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野及び論理的な思考力を問う分野の3分野に関する択一式による筆記試験）及び職務適応性検査（社会人の職務・職場への適応性を性格傾向の面から検証するための択一式による筆記検査）

※ 試験問題及び検査問題は、活字印刷文で出題します。

イ 口述試験（個人面接）

（2）試験日

平成30年10月27日（土）又は平成30年10月28日（日）の2日間（予定）

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

（3）試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

（4）結果発表

平成30年11月中旬に第2次試験受験者全員に対し、可否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験（個人面接）

(2) 試験日

平成30年11月下旬

詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

平成30年12月中旬に第3次試験受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、平成31年4月1日に採用する予定です（当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります。）。

(2) 上記(1)の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。

なお、当該繰上げを行う期間は、2020年3月31日までとします。

(3) 受験資格を満たさない場合又は申込書等に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

9 採用後の給与等

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

【給与等のモデル】

職務経験年数等	職名	条件	給与月額（年収）例
38歳 大学卒 （職務経験16年の場合）	主査	配偶者、子2人	約32万円 （年収約520万円）
44歳 大学卒 （職務経験22年の場合）	担当副主幹	配偶者、子2人	約36万円 （年収約595万円）
50歳 大学卒 （職務経験28年の場合）	担当主幹	配偶者、子2人 （子の1人は16歳 ～22歳）	約43万円 （年収約695万円）

※ 上記給与月額例には給料のほかに、地域手当（勤務地：津市）、扶養手当及び時間外勤務手当（又は管理職手当）を含んでおり、学歴、職務経験等により異なります。また、年収例には期末手当及び勤勉手当（平成29年度実績4.4月分）を含みます。

なお、時間外勤務手当については、平成29年度1人当たりの平均時間外勤務時間数を元に算出しています。

※ 扶養手当については、扶養親族である子がある場合はそれぞれ月額10,000円（満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子がある場合はそれぞれ月額5,000円加算）、子以外の扶養親族がある場合はそれぞれ月額6,500円支給されます。

※ 平成30年8月1日時点の条例等に基づき算出したものであり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。

10 勤務条件等

（１）勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務内容等によって異なる場合があります。

（２）勤務場所

本庁、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

（３）休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務場所により異なる場合があります。

（４）休暇等

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業等があります。

（５）福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

（６）人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する部課等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

イ 研修制度

階層別研修、実務研修、職務実践研修、派遣研修など様々な研修を実施しています。

11 その他

(1) 条件付採用について

採用後6か月の間は、地方公務員法第22条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(2) 問い合わせ

この試験の詳細については津市総務部人事課（津市本庁舎7階）までお問い合わせください。
電話番号（059-229-3106）

◎ 日本国籍を有しない人が津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職及び技術職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職及び技術職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公権力の行使」に係る職務について

「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

津市公告第 1 1 3 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 3 0 年 8 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

募集要項

1 件名

ボートレース津外向発売所内売店入店者募集

2 募集内容

(1) 募集対象

ボートレース津外向発売所内で営業する売店事業者（主に食料品等の販売運営）

(2) 場所

津市藤方658番地1 ボートレース津外向発売所内

（1階建、38.73平方メートル）

3 入店の要件

(1) 営業日

ボートレース津外向発売所の営業日（年間約360日を予定）に必ず営業しなければならない。ただし、津市が臨時に休館日を設ける場合や営業する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(2) 営業時間

営業時間は、午前7時30分から午後8時30分までとする。ただし、ボートレース津外向発売所の営業時間に変更があった場合は、それに準じ営業すること。

(3) 販売品目

次の品目は必ず販売すること（他は任意とする。）。

ア 御飯類 弁当、おにぎり

イ 軽食類 菓子パン、サンドイッチ

ウ 菓子類 スナック菓子、アイスクリーム

エ 飲料水 水、茶、清涼飲料水、炭酸飲料

オ 乳製品 牛乳

カ その他 たばこ、赤ペン、ボートレース関連雑誌及びグッズ（津市又は津市が認める団体等から販売依頼がある商品）

(4) 注意事項

ア 酒類、汁物（味噌汁、ラーメン、おでん等）及びチューインガムの販売又は提供は禁止する。

イ 使用できるのは、電気及び水道で、ガスの配管は無く、ボンベ等による火気の使用は禁止する。

ウ 電子レンジによる加熱サービスは可とし、ホットプレートの使用は禁止する。

エ 搬入する什器等については、事前に担当者へ連絡し、許可を得ること。

オ 分別回収ボックスを設置し、ごみを適切に回収・処分すること。

※ 年1回(2月頃)午前8時30分頃から午後6時頃まで停電を伴う作業があるため、冷凍関係を管理すること。

4 行政財産の貸付け

- (1) 売店の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、売店として使用する床及び建物(以下「売店施設」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号及び津市財産に関する条例(平成18年津市条例第52号)第7条の2の規定に基づき、行政財産に係る賃貸借契約を締結して使用すること。
- (2) 契約の期間は、2018年(平成30年)10月1日から2023年9月30日までとする。
- (3) 本市の設定する最低貸付料(月額)以上で、かつ最高金額をもって有効な入札を行った者の金額を、決定した貸付料とする。

売店施設の貸付料は、月払いとし、津市が交付する納入通知書により、津市の指定する期日までに翌月分を支払うものとする。

また、賃貸借契約締結の手続き及び履行に関する一切の費用については、使用者の負担とする。

5 応募資格

- (1) 平成30年8月3日(金)時点において、過去5年以内に国内で2年以上継続して食品・雑貨等各種最寄り品について、セルフサービス方式を中心として小売りする事業所を経営(フランチャイズを含む。)している者
- (2) 電子マネー決済を取り扱える者
- (3) 津市モーターボート競走場への入場を拒否されていない者
- (4) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)、固定資産税及び軽自動車税の滞納がない者
- (5) 所得税法(昭和40年法律第33号)の規定による所得税(法人にあっては法人税法(昭和40年法律第34号)の規定による法人税)並びに消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方消費税について未納の徴収金がない者
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (7) 過去に津市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがない者
- (8) 当該公告の日から入札時までの期間において、津市から指名停止措置を受けていない者
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社再生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に

基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされたものであっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でない者
- (11) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人でない者
- (12) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人でない者
- (13) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者でない者
- (14) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し若しくは関与している者でない者
- (15) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者でない者
- (16) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者でない者
- (17) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でない者

6 応募書類の配布

(1) 期間

平成30年8月3日（金）から同年8月17日（金）までとする。

（ただし、平成30年8月10日（金）は、津市ボートレース事業部の公休日のため除く。）

(2) 時間

午前8時30分から午後5時15分とする。

(3) 場所

津市ボートレース事業部経営管理課（津市藤方637番地）において配布する。

（下記【提出及び問合せ先】参照。以下同じ。）

(4) 上記以外の配布先

インターネットによるダウンロードサービス

津市ホームページ（<http://www.info.city.tsu.mie.jp>）

「市民のみなさまへ」「仕事・産業」「入札・契約」又は「事業者のみなさまへ」「入札・契約」

7 質疑等の受付

(1) 提出期限

平成30年8月9日（木）午後3時00分必着とする。

(2) 方法

質疑等は、応募要件を有する者に限って指定の質問書（第1号様式）により、「(3) 提出場所」へ持参又はFAX（FAX：059-222-8210）で受け付けるものとし、電話、口頭、電子メール等によるものや、提出期限を過ぎて提出されたものは受け付けない。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限必着とし、必ず電話により着信の確認を行うこと。

(3) 提出場所

津市ボートレース事業部経営管理課（津市藤方637番地）

8 質疑等に対する回答

質疑等に対する回答は、平成30年8月13日（月）午後3時00分までに回答書を津市ボートレース事業部経営管理課（津市藤方637番地）で配布する。

また、津市ホームページ「市民のみなさまへ」「仕事・産業」「入札・契約」又は「事業者のみなさまへ」「入札・契約」においても公開する。

回答に当たっては、質疑等を行った者の名称等は公表しない。

意思の表明と解されるものについては、回答しない場合がある。

なお、回答に対する再度の質問は認めないため、質問書には質疑等の内容を明確に記載し提出すること。

9 現場説明会

物件の現場説明会は開催しない。ただし、物件の見学を希望する場合は、津市ボートレース事業部経営管理課まで電話にて事前に連絡すること。

10 入札参加資格の確認等

(1) 本件の入札に参加しようとする者は、津市条件付一般競争入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

ア 提出期限 平成30年8月17日（金）午後5時00分まで

イ 提出場所 津市ボートレース事業部経営管理課（津市藤方637番地）

ウ 提出方法 下記【提出及び問い合わせ先】まで持参又は郵送

(2) 提出書類（個人及び法人）

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 営業実績申告書（第4号様式）

エ 個人の場合は、住民票の写し（個人のもの）

法人の場合は、法人登記簿謄本

いずれも発行後3か月以内のものに限定する。

オ 個人の場合は、印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）、使用印鑑届（第5号様式）

法人の場合は、次のすべての書類

(7) 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

(4) 本社又は本店（以下「本店」という。）の場合は、使用印鑑届（第5号様式）

契約締結等の権限を委任する支店又は営業所（以下「営業所等」という。）の場合は、委任状兼使用印鑑届（第6号様式）

カ 国税に係る次の納税証明書

個人の場合は、納税証明書（その3の2「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書用）

法人の場合は、納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書用）

キ 津市の市税に滞納がない旨の証明書（完納証明書）

津市に納税義務がない場合は、本店又は委任先となる営業所等の所在地若しくは住所の市区町村税又は都府税の滞納がない旨の証明書

新規に営業所等を開設した場合は、法人市民税等の法人開設届の写し等

なお、滞納がない旨の証明書を発行していない市区町村等の場合は、次のすべての証明書

(7) 市区町村民税又は都府民税の納税証明書又は非課税証明書（直近2年分）

(4) 固定資産税の納税証明書又は非課税証明書（直近2年分）

(7) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書（直近2年分）

(3) 提出書類（その他の団体）

その他の団体の場合は、「(2) 提出書類」に記載の書類（個人・法人別の場合は、代表者個人のもの）に加えて、団体規約（定款）の写し等、活動実態が確認できる資料を添付すること。

(4) 提出した書類は、理由にかかわらず一切返却しない。

(5) 法人の場合は、本店若しくは営業所等のいずれかが本件の入札に参加できるものとする。

また、個人及びその他の団体は本件の入札に参加する場合において、個人とその他の団体の代表者又は複数のその他の団体の代表者を同一の個人が兼ねることはできないものとする。

- (6) 入札参加資格の審査結果については、参加申込みのあった者全員に平成30年8月22日（水）までに、津市条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第7号様式）により通知する。

11 予定価格（最低入札金額）

本件の入札における予定価格は、月額23,074円とし、当該予定価格を最低入札金額とする。

12 入札及び開札の日時及び場所

平成30年8月24日（金）午後2時00分
津市ボートレース事業部事務所棟1階会議室

13 入札保証金

免除とする。

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札参加申込書等の提出資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 入札参加申込書等の提出資料に不備があるとき。
- (4) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (6) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (7) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (8) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (9) 入札金額を訂正しているとき。
- (10) 入札書に日付の記載がないとき。
- (11) 入札書に記載した金額その他記載事項が不明確なとき。
- (12) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (13) 入札書を封入する封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (14) 入札書を封入する封筒表面に入札件名のないとき又は入札件名が異なるとき。
- (15) 入札書を封入する裏面に封印のないとき。
- (16) 入札者確認票（第8号様式）を提出しない入札代理人が入札を行ったとき。
- (17) 予定価格（最低入札金額）を下回る入札金額を記載して入札を行ったとき。
- (18) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (19) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

15 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

16 その他の注意事項

- (1) 入札に関する行為をする者は、入札室へ入室後、入札者確認票を提出すること。
- (2) 指定の入札書（第9号様式）により、募集要項に基づき入札金額等を記載の上、封書し、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）、入札金額等を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、封筒に封入し、件名、商号（名称）等を記載し、封印をすること。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった契約希望金額（月額）を入札書に記載すること。

なお、落札は予定価格（最低入札金額）以上の最高価格入札者とする。

- (4) 予定価格（最低入札金額）以上で同価格の最高価格入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 本件入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (6) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他一切の費用は補償しない。

- (7) その他、入札参加者は、条件付一般競争入札参加者心得（第10号様式）に留意の上、入札を行うこと。
- (8) 入札について不明な点等が生じた場合は、必ず平成30年8月23日（木）午後5時00分までに、津市ボートレース事業部経営管理課（津市藤方637番地）に確認すること。

なお、平成30年8月10日（金）、20日（月）～21日（火）は、津市ボートレース事業部は公休日のため除く。

【提出及び問い合わせ先】

津市ボートレース事業部経営管理課

津市藤方637番地

電話番号 059-224-5105

FAX 059-222-8210

ボートレース津外向発売所内売店施設使用要領

(売店の営業日)

第1条 売店の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、ボートレース津外向発売所の営業日に必ず営業しなければならない。ただし、津市が臨時に休館日を設ける場合や営業する必要があると認める場合は、この限りでない。

(売店の営業時間)

第2条 売店の営業時間は、午前7時30分から午後8時30分までとする。ただし、ボートレース津外向発売所の営業時間に変更があった場合は、それに準じ営業すること。

(従業員の入退場)

第3条 売店に従事する者（以下「従業員」という。）の入退場は、一般来場者用の出入口を使用すること。

(従業員の常駐)

第4条 使用者は、売店の営業中は常に従業員を置くものとする。

(従業員名簿の提出)

第5条 使用者は、従業員の名簿を売店施設の使用許可申請の際、津市に提出すること。

2 前項の規定による名簿において、従業員の異動があったときは、速やかにその旨を届け出ること。

(施設使用に関する遵守事項)

第6条 使用者は、売店の使用許可を受けた施設（以下「売店施設」という。）の使用に際し、次の事項を守らなければならない。

- (1) 販売物等を運搬する車両の出入りは、来場者の妨げとならないようにすること。
- (2) 火気の使用及び危険物の持込みをしないこと。
- (3) 使用する施設又は設備を損傷したときは、直ちに津市に届け出ること。
- (4) 売店施設内及びその備品は、常に清潔にしておくこと。
- (5) 売店の客側部分には、業務に関係のないものを置かないこと。
- (6) 使用許可の権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供しないこと。
- (7) 商品管理及び金銭管理等の売店業務に係る維持管理については、使用者が行うこと。

(販売商品に関する遵守事項)

第7条 使用者は、販売する商品に関する次の事項を守らなければならない。

- (1) 売店で販売する商品については、別表のとおりとすること。
- (2) 上記以外のものについては、予め津市の承認を得ること。
- (3) 販売又は提供する飲食物の衛生に関しては、十分注意を払うこと。
- (4) 酒類、汁物（味噌汁、ラーメン、おでん等）及びチューインガムを販売又は提供しないこと。
- (5) 津市又は津市が認める団体等から販売依頼がある商品については、販売すること。
- (6) 販売に必要な行政庁の許可等を得ること。

（売店営業に関する遵守事項）

第8条 使用者は、売店の営業に関する次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用を許可されていない場所で商行為を行わないこと。
- (2) 従業員の服装を統一すること。
- (3) レジ内には業務に関係のない者を出入りさせないこと。
- (4) 苦情に対しては、責任を持って対処すること。
- (5) 事故があった時は、直ちに津市に報告すること。

（廃棄物の処理）

第9条 売店の事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令等に基づき、使用者の責任と負担により処分すること。

（売店施設の清掃）

第10条 売店施設の清掃は、使用者の責任と負担で行うこと。

（費用の負担）

第11条 売店施設の使用に際して生じる次の費用は、使用者の負担とする。

- (1) 機器の設置、修理等に要する費用及びそれに伴う配線等の工事で、内部から電力使用量計量用子メーターまでの部分に要する費用（蛍光灯含む）
- (2) 備品の購入及び修繕に要する費用
- (3) 店名、メニュー、価格表等看板類の書替え、修繕等に要する費用
- (4) その他自己の営業に伴い生じる費用

（施設使用料の支払方法）

第12条 売店施設の使用料は、月払いとし、津市が交付する納入通知書により、津市の指定する期日までに翌月分を支払うものとする。

（電気及び上下水道使用料の支払方法等）

第13条 売店施設の使用に伴う電気及び上下水道使用料は、月払いとし、津市が設置したそれぞれの使用量計量用子メーターに基づき算定した額を、津市が交付する納入通知書により、津市の指定する期日までに支払うものとする。

（設備機器、備品等の変更）

第14条 使用者は、次に掲げる行為を行おうとするときは、事前に津市の承認を受けなければならない。

- (1) 大型機器又は備品の新たな設置及び入替え
- (2) 売店の大規模な配置替え

（文書等の収受）

第15条 郵便物及び津市が配布する文書は、使用者が津市の指定する場所で収受すること。

（許可の取消し）

第16条 津市は、使用者及び従業員が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消することができる。

- (1) この使用要領又は津市の指示に違反したとき。
- (2) 売店の営業方法が不相当と認められたとき。
- (3) 提出した書類等に虚偽又は不正の記載があったとき。
- (4) 違法行為、不正の行為が行われたとき。
- (5) 使用者及び従業員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係法人等（暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。）であると認

められるとき。

- (6) 役員等（使用者が、法人の場合にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。）が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）であると認められるとき。
- (7) 使用者及び従業員が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 使用者及び従業員が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (9) 使用者及び従業員が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき（友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等をともにする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
- (10) 使用者及び従業員が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき（暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
- (11) 使用者及び従業員が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
- (12) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方が第5号から第11号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (13) 使用者及び従業員が、第5号から第11号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方としていた場合（第12号に該当する場合を除く。）に、津市が使用者に対し又は使用者を通じて当該契約の解除を求め、使用者がこれに従わなかったとき。
- (14) 使用者及び従業員が、津市の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は津市への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。

(原状回復)

第17条 使用者は、許可期間が満了または許可が取り消された場合は、自己の負担において、速やかに原状回復を行うこと。ただし、津市が原状回復の必要がないと認めた場合はこの限りではない。

(その他)

第18条 この要領に定めのない事項は、津市と協議の上、関係法令等に定めるところによって処理することとする。

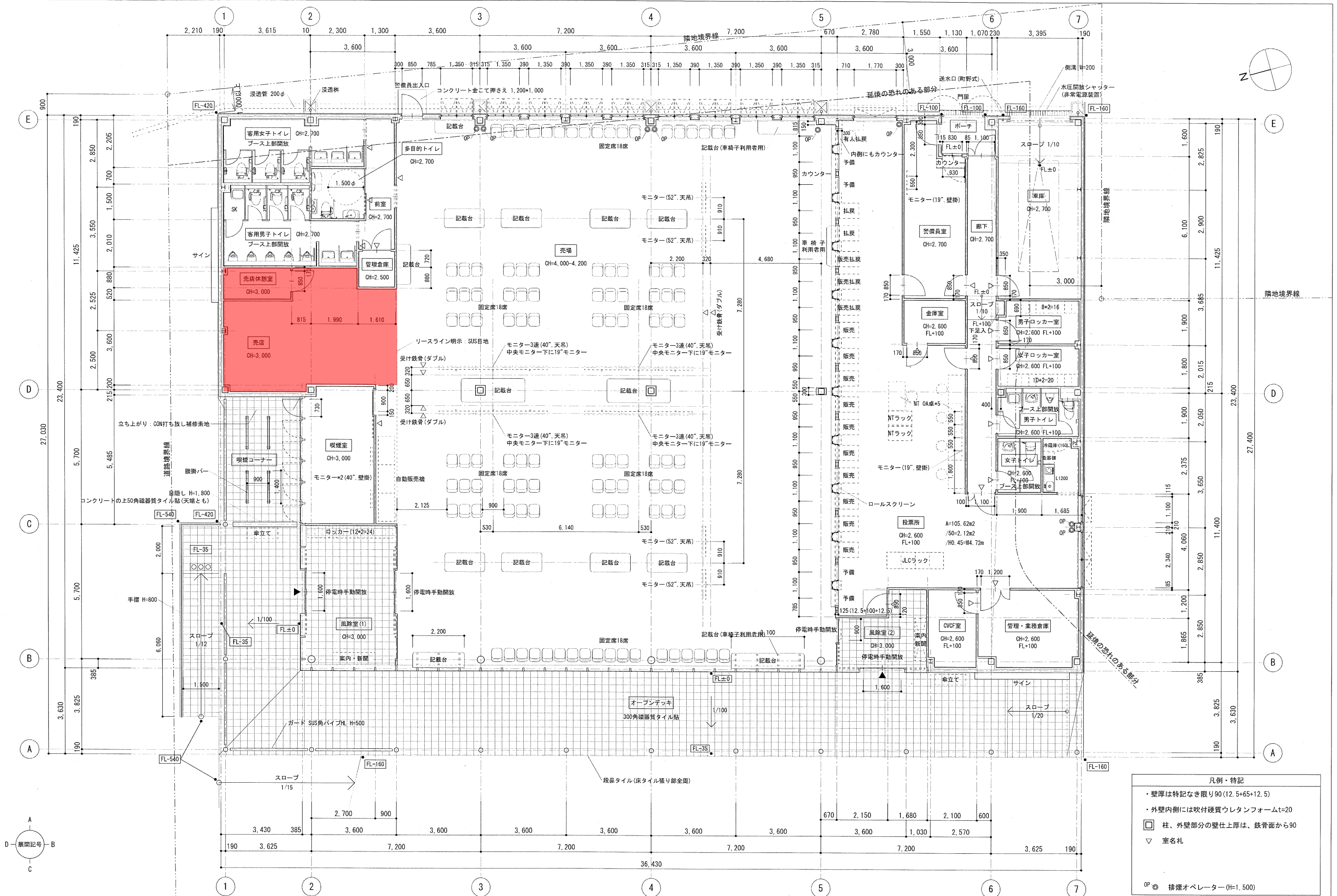
附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

販 売 品 目	販 売 必 須 品
御 飯 類	弁当、おにぎり
軽 食 類	菓子パン、サンドイッチ
菓 子 類	スナック菓子、アイスクリーム
飲 料 水	水、茶、清涼飲料水、炭酸飲料
乳 製 品	牛乳
そ の 他	たばこ、赤ペン、ボートレース関連雑誌及びグッズ（津市又は津市が認める団体等から販売依頼がある商品）



訂正	11 ^年 .04 ^月 .11 ^日	自動機レイアウト、投票所扉および排煙窓、風除室(2)、CVCF室、管理・業務倉庫、警備員室、金庫室壁	11 ^年 .07 ^月 .08 ^日	固定席24席追加	備 考	作 成 11.05.23	承 認	工事名称 (仮称)BOATRACE津 新外向売所新築工事	設計NO	図面NO	
	11.04.27	モニターレイアウト修正(投票所内NT分は未記入)	11.07.13	投票所、警備員室モニター位置							
	11.05.23	2個イチの自動機の間:窓から壁へ変更、建具変更、ロールブラインド中止、壁補強鉄骨一部変更、車いす対応窓口決定、CVCF室扉SDへ変更									
	11.05.31	52インチモニター位置 天井割変更に合わせて移動									
	11.06.10	窓口変更、車椅子利用者用記載台変更、投票所一警備員室、金庫室間壁変更、CVCF室扉変更、男女ロッカー室入れ替え									
						発 行 11.05.23		図面名称 平面図	縮 尺 1:100 (A2) NoScale (A3)	整理NO	A-15 実施設計図

仕様書等に関する質問書

平成 年 月 日

(あて先) 津 市 長

所在地(住所)

商号(名称)

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

印

件 名 ボートレース津外向発売所内売店入店者募集

上記案件に係る仕様等の内容等に関して、次のとおり質問いたします。

仕様書等の箇所	質 問 内 容

(注意) 仕様書等について質問がある場合は、質問書の提出期限の平成30年8月9日午後3時00分までに、この用紙に質問内容を明確に記載し、経営管理課経営管理担当(津市モーターボート競走場事務所棟2階)へ提出すること(FA X可。FA X: 059-222-8210)。

なお、FA Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認をすること。
電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問及び質問回答に対する再質問については、原則受け付けません。

入札後において、仕様書等(設計図書、図面、関係書類及び現場等がある場合はそれらを含む。)についての不明を理由として異議を申し立てることはできませんので、質問がある場合は、必ず上記のとおり期限までに質問書を提出してください。

津市条件付一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

(あて先) 津 市 長

所在地 (住所)

商号 (名称)

代表者氏名

印

平成 30 年 8 月 3 日付けで公告のあった津市が行う下記の件名に係る条件付一般競争入札に参加します
 ますので、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

件 名	ボートレース津外向発売所内売店入店者募集
添 付 書 類	① 宣誓書 (第 3 号様式) ② 営業実績申告書 (第 4 号様式) ③ 〈個人の場合〉住民票の写し (個人のもの) 1 通 〈法人の場合〉法人登記簿謄本 1 通 ④ 〈個人の場合〉印鑑登録証明書 1 通 と 使用印鑑届 (第 5 号様式) 1 通 〈法人の場合〉印鑑証明書 1 通 と 本店・・・使用印鑑届 (第 5 号様式) 1 通 営業所等・・・委任状兼使用印鑑届 (第 6 号様式) 1 通 ⑤ 〈個人の場合〉納税証明書 (その 3 の 2 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書用) 1 通 〈法人の場合〉納税証明書 (その 3 の 3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書用) 1 通 ⑥ 津市の市税に滞納がない旨の証明書 (完納証明書) 津市に納税義務がない場合は、本店又は委任先となる営業所等の所在地若しくは住所の市区町村税又は都府税の滞納がない旨の証明書 新規に営業所等を開設した場合は、法人市民税等の法人開設届の写し等 なお、滞納がない旨の証明書を発行していない市区町村等の場合は、次のすべての証明書 ア 市区町村民税又は都府民税の納税証明書又は非課税証明書 (直近 2 年分) イ 固定資産税の納税証明書又は非課税証明書 (直近 2 年分) ウ 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書 (直近 2 年分) ※ その他の団体の場合は、上記①～⑤に加えて、団体規約 (定款) の写し等、活動実態が確認できる資料

平成 年 月 日

(あて先) 津 市 長

所在地 (住所)

商号 (名称)

代表者氏名

印

宣誓書

ボートレース津外向発売所内売店入店者募集に係る入札に当たり、下記のことについて事実と相違ない事を誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- 3 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

営業実績申告書

平成 年 月 日

津市長

申告者 所在地（住所）

商号（名称）

代表者氏名

印

平成30年8月3日付けで公告のありましたボートレース津外向発売所内売店入店者募集に係る条件付一般競争入札への参加要件について、下記のとおり、過去5年以内に国内で2年以上継続して売店を営業した実績がありますので、当該実績に相違が無い旨を申告します。

なお、当該実績の有無について津市が独自に調査する場合において、関係省庁等への照会を行うこと及び追加資料等の提出に応じることに同意します。

記

店 名	
所 在 地	
営 業 の 内 容	
営 業 期 間	

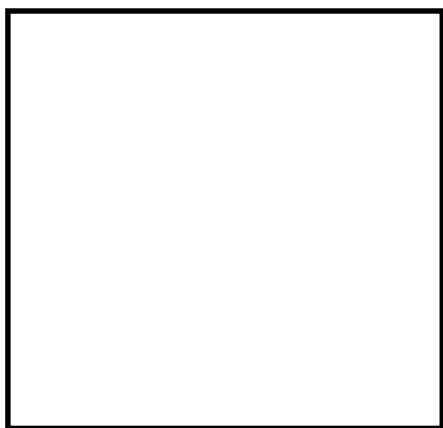
注) 申告者は、津市条件付一般競争入札参加申込書と同一の記載とする。

使 用 印 鑑 届

(本 社 用)

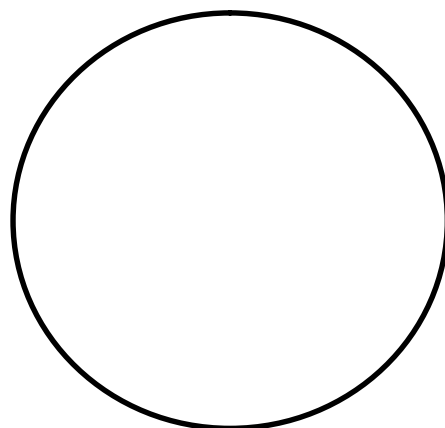
(あ て 先) 津 市 長

使用印



(会 社 印)

使用印



(代 表 者 印)

上記の印鑑を、津市が行うボートレース津外向発売所内売店入店者募集に係る条件付一般競争入札における提出書類、入札、契約の締結及びその他契約に関して使用したいので届け出ます。

平成 年 月 日

所在地又は住所

商号（名称）

代表者役職名

代表者氏名

印

平成 年 月 日

代表者氏名：印

(受任者印)

入 札 者 確 認 票

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

所 在 地

商号 (名称)

代表者氏名

印

件 名 : ボートレース津外向発売所内売店入店者募集

本件の入札に関し、次の者が参加します。

(下記のうちいずれかに○印を付し、代理人の場合は氏名を記入してください。)

1 代表者本人

本件の入札に関し、入札する行為を下記の者に委任します。

2 代理人 (氏名)

※この確認票は、入札書と同封せず、入札当日に入札会場へご持参ください。

入札書

（あて先）津市長

平成 年 月 日

入札人 所 在 地

商号（名称）

代表者氏名

印

【月額】

入札金額	百万	十万	万	千	百	十	一	円

件 名：ボートレース津外向発売所内売店入店者募集

上記金額で、津市関係条例及び規則によって契約したいから入札します。

津市条件付一般競争入札参加者心得

津 市

本市の条件付一般競争入札に参加する入札参加者は、地方自治法及び同法施行令、津市契約規則、その他関係法令を遵守し、契約書、仕様書等（設計図書、図面、関係書類及び現場等を含む。）、契約締結に必要な条件及び下記事項を承諾の上、入札に参加すること。

記

1 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

2 入札参加者に必要な資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 個別の案件ごとの公告の日から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていないこと。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 7 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (5) その他、個別の公告において示す参加資格要件を満たしていること。

3 入札書の記載等

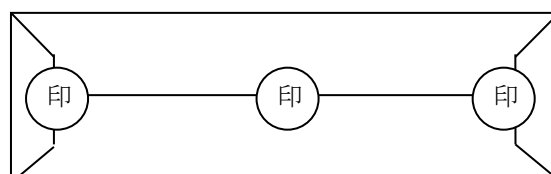
- (1) 入札書は、封筒に入れ、日付・入札者の所在地・商号（名称）・代表者氏名・押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）、入札金額等を鮮明に表示すること。
- (2) 入札金額はアラビア数字（1、2、3・・・）を用い、文字は楷書で記載すること。
- (3) 入札金額等は正確に記載し、鉛筆その他容易に書き替えが可能な筆記具等を使用しないこと。
- (4) 入札に関する行為をする者は、入札前に入札者確認票を提出すること。
- (5) 入札書を封入する封筒表面には、下記のとおり件名等を明確に記載し、裏面には届出印又は入札者確認票に記載された代理人の印で原則 3 か所（※）に封印すること。（下記封印例参照）

（表面）

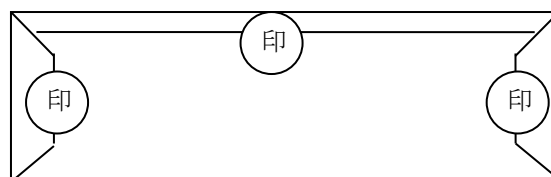
入札書在中	
（あて先）	津市長
件 名	○○○○○
商号(名称)	○○○○○

（裏面）貼合わせ部分（原則 3 か所）に封印すること

【センター貼り（縦貼り）封筒の封印例】



【L 貼り（スミ貼り）封筒の封印例】



※封印については、事前に開封がなされていないことの証とすることを目的としていますので、封筒の貼合わせ部分に印影がわたるように押印するものとし、当該目的を達成できていれば、封筒の構造上 3 か所以下の押印で済む場合は 3 か所以下でも有効な入札とし、3 か所以上に押印があっても目的を達成できていない場合は、無効入札となりますのでご注意ください。

4 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のないものが行った入札
- (2) 入札保証金の納付を求める入札にあっては、所定の日時までに納付しない又は額が不足して行った入札
- (3) 入札書に記載した金額その他が不明確な入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (6) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (7) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (8) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (9) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (10) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (11) 再度入札において、当該再度入札前の入札における最高入札金額以下の入札金額が記載された入札
- (12) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

5 開札等

- (1) 開札は、通知した場所において入札終了後、入札参加者の前で直ちに行う。
- (2) 入札金額の読み上げは、場合により上位何者かに限定することがある。
- (3) 入札参加者は、入札会場内において携帯電話等の電源は切り、入札執行者の指示に従い静粛かつ厳正に入札を行うこと。

6 再度入札等

- (1) 開札の結果、落札に至らない場合で、再度入札を行う場合は、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、原則として2回とする。
- (3) 初度の入札に参加をしていない者は、再度入札に参加できない。
- (4) 初度の入札又は再度入札前の入札において無効入札をした者及び辞退を申し出た者は、再度入札に参加できない。

7 錯誤の主張

入札書に記載した金額が、開札の結果、表示上の錯誤（総価で決定するときは、その総価、単価で決定するときはその単価の桁違い等）であると判明した場合は、落札決定までにその主張をすること。

8 入札書の書き換え等の禁止

一度提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

9 入札の中止等

- (1) 入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、入札を延期、中止等の措置をとることがある。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないと認めるときは、入札（開札）を中止することがある。
- (3) 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

10 入札者

入札者の入室は、原則一名に限る。

11 入札の辞退

指名を受けた者は、入札の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合において、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

12 入札開始時刻の厳守

指定した入札開始時刻までに入札場所に到着しない場合、入札に参加することができない。

13 落札決定後の契約辞退

落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置等を行う。

14 異議申立て等

入札をした者は、入札後において、仕様書等（設計図書、図面、関係書類及び現場等を含む。）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

15 その他

この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

市有財産賃貸借契約書(案)

賃貸人 津市(以下「甲」という。)と賃借人 ○○○○(以下「乙」という。)とは、市有財産の賃貸借について、賃貸借契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有に係る次に掲げる土地(以下「賃貸物件」という。)を乙に賃貸し、乙は、これを賃借するものとする。

施設名	所在地	賃貸の位置	賃貸面積
ボートレース津 外向発売所	津市藤方658番地1	別紙「平面図」 のとおり	38.73㎡

(用途指定)

第2条 乙は、賃貸物件を別紙「ボートレース津外向発売所内売店施設使用要領(以下「使用要領」という。)」に定める以外の用途に供してはならない。

2 乙は、貸付物件を前項の用途に供するにあたり、使用要領の内容を遵守しなければならない。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸物件の賃貸借期間は、2018年(平成30年)10月1日から2023年9月30日までとする。ただし、この期間は、甲、乙協議の上、更新し、又は短縮することができる。

(賃貸料)

第4条 賃貸物件の賃貸料は、月額金○○○○○円とする。

2 前項の賃貸料は、前払いとし、乙は、毎月末日までにこれを甲に支払わなければならない。

3 甲は、賃貸借期間の中途においてこの契約が解除されたときは、未使用期間に対応する賃貸料を乙の請求により還付するものとする。

(延滞金)

第5条 乙は、前条第1項の賃貸料を同条第2項に規定する支払期限までに支払わないときは、当該支払期限の翌日から支払済みの日までの日数に応じ、年14.6パーセント(当該支払期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額を甲に支払わなければならない。

(賃貸料の改定)

第6条 賃貸借期間中の賃貸料の改訂は行わないものとする。ただし、賃貸物件の価格が著しく変動したときその他正当な事由があると認められるときは、甲、乙協議の上、賃貸料を改定することができる。

(かし担保責任)

第7条 乙は、この契約の締結後、賃貸物件に隠れたかしのあることを発見しても、賃貸料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸物件の賃借権を第三者に譲渡し、賃貸物件を転貸し、又は第2条に規定する賃貸物件の用途を変更してはならない。

(使用上の制限)

第9条 乙は、賃貸物件を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、賃貸物件の形状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得たうえで、乙の負担によって変更しなければならない。

(修繕義務等)

第10条 甲は、賃貸物件の修繕義務を負わないものとし、賃貸物件の維持、保存、改良その他行為に要する経費は、すべて乙の負担とする。

(施設の移設)

第11条 乙は、甲が賃貸物件の使用に支障をきたすおそれがあると判断した場合は、乙の負担において乙の設置した施設を移設しなければならない。

(滅失又はき損の通知)

第12条 乙は、賃貸物件の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、賃貸物件に関し実地に調査し、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をせず、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 甲において公用又は公共用に供するため賃貸物件を必要とするとき。
- (2) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 乙及び乙の役員等（乙が、法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。）が貸付要領又は甲の指示に違反したとき。
- (4) 賃貸物件の使用方法が不相当と認められたとき。
- (5) 提出した書類等に虚偽又は不正の記載があったとき。

- (6) 違法行為、不正の行為が行われたとき。
- (7) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係法人等（暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (8) 乙の役員等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）であると認められるとき。
- (9) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (10) 乙又は乙の役員等が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (11) 乙又は乙の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき（友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
- (12) 乙又は乙の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき（暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
- (13) 乙又は乙の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
- (14) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から第13号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (15) 乙が、第7号から第13号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (16) 乙が、甲の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。

(賃貸物件の返還)

第15条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又は甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに乙の負担において賃貸物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りではない。

- 2 乙が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、甲がこれを行い、その費用を乙に請求することができるものとする。この場合、乙は何らの異議を申し立てることができないものとする。

(損害賠償等)

第16条 乙は、その責めに帰する事由により、賃貸物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、原状に回復し、又はその滅失若しくはき損による損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、賃貸物件を貸付要領に定める用途に供する上で、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰する場合は、この限りでない。
- 3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、甲、乙協議の上、決定するものとする。
- 4 前3項に規定する場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第17条 乙は、次の各号に係る費用を負担しなければならない。

- (1) この契約を実施するために必要な書類の作成等に要する費用
- (2) 使用要領に定める用途に供することにより必要となる運用に係る費用

- 2 乙は、前項第2号に該当する電気料金、上下水道料金については、甲が使用要領に定める方法により算出した金額を負担するものとする。

(有益費等の放棄)

第18条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又はこの契約を解除したときにおいて、当該事由に関わらず、賃貸物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(保証人)

第19条 保証人は、この契約に基づく一切の債務を保証する。

- 2 乙は、乙の保証人が死亡し、所在不明であり、又は無資力である等の理由により保証

人としての資格を失ったときは、速やかに他の保証人を定め、その旨を甲に届けなければならない。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 津市西丸之内23番1号

津市

津市長 前 葉 泰 幸

乙

保証人

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力を願うものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公告第 1 1 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 3 0 年 8 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成 3 0 年 8 月 6 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市久居藤ヶ丘町字西硯石 2 5 6 5 番 1 ほか 5 筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー 2 8 階

出光興産株式会社

販売部長 内川 尚和

津市公告第 1 1 5 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 3 0 年 8 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 3 0 年 8 月 6 日
- 2 抑留期間 平成 3 0 年 8 月 1 4 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市河芸町中別保	トイプードル	茶	雌	小	9 1 日以上	首輪あり
津市河芸町中別保	トイプードル	茶	雌	小	9 1 日以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
三重県津保健所 衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 1 1 6 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

平成 3 0 年 8 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 1 1 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 3 0 年 8 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 3 0 年 8 月 8 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市安濃町曾根字前 1 0 2 8 番及び 1 0 2 9 番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市西条三丁目 2 3 番 3 号
有限会社創和住建
代表取締役 寺坂 文夫

津市上下水道事業告示第 18 号

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）第 11 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 30 年 8 月 7 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社エム・シー・エス	津市下弁財町津興 258 番地 2	平成 30 年 6 月 21 日

津市上下水道事業告示第 19 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

平成 30 年 8 月 10 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
株式会社大栄建設	津市津興 2 5 8 番地 2	平成 30 年 6 月 21 日

津市上下水道事業公告第 16 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 30 年 8 月 13 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年8月13日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成30年度 工務第37号 美杉町杉平地内消火栓設置工事			
工 事 場 所	津市 美杉町杉平 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ75mm L=1.9m 消火栓設置工 単口地下式 N=1箇所 舗装本復旧工 A=25m2			
工 期	契約締結の日から 平成30年11月26日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居・一志	【地区】美杉	【格付】B・A1・A2
		【ブロック】久居・一志	【地区】久居・一志	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事業業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成30年8月29日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成30年9月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年9月6日 午前9時00分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	1,450,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形又は耐震管口径450mm以下）又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年8月13日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成30年度 工務第35号 土地区画整理事業に伴う羽所町地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 羽所町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ100mm L=95.6m 仕切弁設置工 φ100mm N=4箇所 不断水仕切弁設置工 φ100mm N=1箇所			
工 期	契約締結の日から 平成30年12月5日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事業業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成30年8月29日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成30年9月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年9月6日 午前9時20分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	7,400,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形又は耐震管口径450mm以下）又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年8月13日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成30年度 工務第34号 公共下水道事業に伴う河芸町中別保地内配水管移設工事（本設）			
工 事 場 所	津市 河芸町中別保 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ200mm L=217.1m 配水管布設工 DIPφ100mm L=28.8m 配水管布設工 DIPφ75mm L=6.1m 仕切弁設置工 φ200mm～φ50mm N=6箇所 消火栓設置工 単口地下式 N=2箇所			
工 期	契約締結の日から 平成31年1月17日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A1・A2
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】久居・一志	【地区】久居・一志	【格付】A1・A2
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成30年8月29日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成30年9月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年9月6日 午前9時40分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	21,390,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形又は耐震管口径450mm以下）又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年8月13日		工 事 担 当 課	工務課
工 事 名	平成30年度 工務第18号 道路整備事業に伴う久居野村町地内配水管移設工事			
工 事 場 所	津市 久居野村町		地内	
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ150mm L=140.3m 空気弁設置工 φ75mm N=2箇所 配水管布設工 DIPφ75mm L=25.2m 不断水仕切弁設置工 φ150mm～φ75mm N=7箇所 配水管布設工 PPφ50mm L=19.8m 舗装本復旧工 A=245m ² 仕切弁設置工 φ150mm～φ50mm N=10箇所 消火栓設置工 単口地下式 N=1箇所			
工 期	契約締結の日から 平成30年12月18日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】久居・一志	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】A1・A2
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成30年8月29日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成30年9月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年9月6日 午前10時00分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	28,750,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形又は耐震管口径450mm以下）又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年8月13日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成30年度 工務第16号 長岡町地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 長岡町	地内		
工 事 概 要	配水管布設工 DIP φ100mm L=184.0m 舗装本復旧工 A=1,890m ² 配水管布設工 DIP φ75mm L=244.7m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm N=14箇所 消火栓設置工 単口地下式 N=3箇所 不断水仕切弁設置工 φ100mm N=2箇所			
工 期	契約締結の日から 平成31年1月22日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
		【フロック】安芸	【地区】芸濃・美里	【格付】A1・A2
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成30年8月29日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成30年9月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年9月6日 午前10時20分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	35,640,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形又は耐震管口径450mm以下）又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年8月13日		工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成３０年度 工務第３０号 公共下水道事業に伴う栄町二丁目及び栄町三丁目地内配水管移設工事				
工 事 場 所	津市 栄町二丁目及び栄町三丁目 地内				
工 事 概 要	配水管布設工 DIP φ350mm L=112.9m 不断水仕切弁設置工 φ14”～φ100mm N=8箇所 配水管布設工 DIP φ150mm L=16.3m 配水管布設工 DIP φ100mm L=154.4m 仕切弁設置工 φ350mm～φ50mm N=22箇所 消火栓設置工 単口地下式 N=3箇所				
工 期	契約締結の日から 平成31年1月31日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（監理技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月24日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成30年8月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎１階）FAX059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成30年9月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年9月6日 午前10時40分 津市水道局庁舎２階 入札室				
予 定 価 格	68,570,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、３ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形又は耐震管口径450mm以下）又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年8月13日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成30年度 工務第41号 白山町川口地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 白山町川口 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ250mm L=793.7m 消火栓設置工 単口地下式 N=6箇所 配水管布設工 DIPφ100mm L=22.8m 不斷水仕切弁設置工 φ100mm～φ75mm N=2箇所 配水管布設工 DIPφ75mm L=19.4m 配水管布設工 PPφ50mm L=100.0m 仕切弁設置工 φ250mm～φ50mm N=18箇所			
工 期	契約締結の日から 平成31年2月28日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（監理技術者と兼務可）	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成30年8月29日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成30年9月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年9月6日 午前11時00分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	83,720,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形又は耐震管口径450mm以下）又は鑄鉄管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年8月13日		工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成30年度 工務第40号 白山町南家城地内配水管布設工事				
工 事 場 所	津市 白山町南家城 地内				
工 事 概 要	配水管布設工 DIP φ200mm L=1,064.0m 消火栓設置工 単口地下式 N=1箇所 配水管布設工 DIP φ100mm L=1.2m 空気弁設置工 φ75mm N=1箇所 配水管布設工 DIP φ75mm L=89.0m 不斷水仕切弁設置工 φ200mm～φ75mm N=6箇所 配水管布設工 PP φ50mm L=93.7m 仕切弁設置工 φ200mm～φ50mm N=22箇所				
工 期	契約締結の日から 平成31年3月15日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（監理技術者と兼務可）		
	その他要件	津市水道局指定給水装置工事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成30年8月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成30年8月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成30年9月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年9月6日 午前11時20分 津市水道局庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	126,060,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形又は耐震管口径450mm以下）又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年8月13日		工 事 担 当 課	浄水課	
工 事 名	平成30年度 浄水第26号 片田浄水場排水設備工事				
工 事 場 所	津市 片田志袋町		地内		
工 事 概 要	排水管布設工 φ125mm～φ50mm L=31.1m 汚水柵設置工 φ150mm N=6箇所 集水柵設置工 N=3箇所 舗装復旧工 A=60m ²				
工 期	契約締結の日から 平成31年1月31日 まで				
発 注 業 種	管				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月24日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成30年8月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成30年9月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年9月6日 午後1時30分 津市水道局庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	1,700,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年8月13日		工 事 担 当 課	浄水課	
工 事 名	平成30年度 浄水第32号 三雲浄水場内水道水相互融通用配水流量計修繕				
工 事 場 所	松阪市 甚目町		地内		
工 事 概 要	電磁流量計変換器 1台 排水ポンプ 1台				
工 期	契約締結の日から 平成30年11月5日 まで				
発 注 業 種	電気				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等			
	格 付 要 件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】	【地区】		【格付】
		【フロック】	【地区】		【格付】
		【フロック】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成20年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 電気工事で発注された上水道施設の電気設備(計装設備)の製作、据付工事又は修繕			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成28年10月1日～平成29年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月24日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成30年8月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成30年9月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年9月6日 午後1時50分 津市水道局庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	1,266,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年8月13日	業 務 担 当 課	工務課
業 務 名	平成30年度 工務第38号 河芸町一色ほか2町地内配水管詳細設計業務委託		
業 務 場 所	津市 河芸町一色ほか2町 地内		
業 務 概 要	配水管設計 小口径・開削 L=910.0m 配水管設計 小口径・推進 N=1箇所		
期 間	契約締結の日から 平成31年2月14日 まで		
発 注 業 種	土木関係コンサルタント		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント
		部門	上水道及び工業用水道
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店又は市内支店等	
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
		市内支店等	営業収入金額を有すること
	同種業務 実績要件	過去10年間(平成20年度以降)に履行が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 浄水施設又は配水施設の設計業務	
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(本市発注業務における専任配置)
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者
その他要件			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで	
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで	
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214	
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	平成30年8月29日 ホームページにて回答	
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819	
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提 出 期 限	平成30年9月3日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年9月6日 午後2時10分 津市水道局庁舎2階 入札室		
予 定 価 格	6,480,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免 除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年8月13日	業 務 担 当 課	工務課		
業 務 名	平成30年度 工務第39号 河芸町一色ほか2町地内配水管詳細設計業務に伴う測量業務委託				
業 務 場 所	津市 河芸町一色ほか2町 地内				
業 務 概 要	路線測量 L=0.97km 現地測量 N=1業務				
期 間	契約締結の日から 平成31年1月17日 まで				
発 注 業 種	測量				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	測量	部門	測量一般
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	測量士(本市発注業務における専任配置)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年9月3日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成30年8月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成30年9月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年9月6日 午後2時30分 津市水道局庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	5,573,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

津市消防本部公告第 1 号

平成 3 0 年度津市消防職員採用試験を次のとおり実施します。

平成 3 0 年 8 月 3 日

津市消防長 東 海 千 秋

別紙のとおり

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用 予定 人数	受 験 資 格	
		学 歴 等	生 年 月 日 等
消 防 職	八 人 程 度	(1) 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると消防長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成31年3月卒業（修了）見込み（中学校卒業見込みを除く。）の人 (2) 消防長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	○ 大学院修了 昭和60年4月2日以降出生の人 ○ 大学卒 昭和62年4月2日以降出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒 平成元年4月2日以降出生の人 ○ 高等学校卒 平成3年4月2日以降出生の人 ○ 中学校卒 平成3年4月2日以降平成13年4月1日までに出生の人
◎ 日本国籍を有する人、地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人、通勤可能な人及び身体健全で消防業務を遂行するに当たって支障のない人			

2 職務内容

火災・救急・救助等における災害対応業務及びその他消防行政に関し、隔日（24時間）勤務又は毎日勤務による職務に従事することになります。

3 受験手続等

（1）受付期間・受付時間

平成30年8月3日（金）から平成30年8月24日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

（2）提出書類

ア 津市消防職員採用試験申込書（受験票付き）——— 1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

（印刷用紙は白色のA4版（縦：29.7cm、横：21cm）を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。）

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。

イ 返信用封筒——— 2通（持参による申込みの場合は1通）

※ 返信用封筒のサイズ：長形3号（縦：23.5cm、横：12cm）

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る可否の通知（持参による申込みの場合は、第1次試験に係る可否の通知）を送付しますので、82円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

（3）提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市消防職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

平成30年8月24日（金）午後5時15分までに津市消防本部消防総務課（消防本部庁舎2階）に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-1101 津市久居明神町2276番地 津市消防本部消防総務課あて

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

平成30年8月24日（金）午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

【提出先】津市久居明神町2276番地 津市消防本部消防総務課（消防本部庁舎2階）

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

（4）その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却（又は返信用封筒により返送）し、又は受験を無効とすることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で平成30年9月3日（月）までに受験票が届かないときは、津市消防本部消防総務課（電話番号 059-254-0351）へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による提出はできません。

オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

（1）試験科目

教養試験、消防適性検査及び体力検査

（2）試験の内容

試 験 科 目	試 験 の 内 容
教 養 試 験	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式による筆記試験
消 防 適 性 検 査	消防職員としての適応性を性格的な面及び認知能力の面からみるための択一式による筆記検査
体 力 検 査	消防職員として必要な体力・運動能力の検査

※ 教養試験の試験問題は、高等学校卒業程度です。

※ 試験問題及び検査問題は、活字印刷文で出題します。

※ 体力検査を含め、試験中の事故等については一切責任を負いかねます。

(3) 試験日

平成30年9月16日(日)

(4) 試験場所

津市立三重短期大学(津市一身田中野157番地)

※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

(5) 結果発表

平成30年10月9日(火)(予定)に受験者全員に対し、可否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験(個人面接)及び作文試験

(2) 試験日

平成30年10月22日(月)又は平成30年10月23日(火)(予定)

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

(4) 結果発表

平成30年11月初旬に第2次試験受験者全員に対し、可否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験(個人面接)及び集団討議

(2) 試験日

平成30年11月中旬から下旬

詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

(4) その他

第3次試験の受験日までに最終学校卒業(見込)証明書等の書類を提出していただきます。詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

平成30年12月中旬に第3次試験受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、2019年（平成31年）4月1日に採用する予定です（当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります。）。

(2) 上記（1）の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。

なお、当該繰上げを行う期間は、2020年3月31日までとします。

(3) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

9 採用後の給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学歴	初任給（給料）※1	給与月額（見込）※2
大学院（修士課程）修了	192,700円	238,300円
大学卒	179,200円	222,400円
短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒	162,700円	203,100円
高等学校卒又は中学校卒（18歳の場合）	151,500円	190,000円

※1 上記の初任給は、新卒者等に係る平成30年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。また、職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

※2 上記の給与月額は、給料、地域手当（勤務地：津市）、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当を含んでいます（100円未満の金額については切り捨てで表記しています。）。また、時間外勤務手当については、平成29年度1人当たりの平均時間外勤務時間数を元に算出しています。

なお、上記の給与以外に、期末・勤勉手当（平成29年度実績4.4月分）が別途支給されます。また、支給要件に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当も支給されます。

10 勤務条件等

(1) 勤務時間

ア 隔日（24時間）勤務の場合 午前8時30分から翌日午前8時30分まで

イ 毎日勤務の場合 午前8時30分から午後5時15分まで

※ 採用後、約9か月間は、三重県消防学校で初任科教育訓練等を受けます（全寮制）。

(2) 勤務場所

消防本部、消防署、分署及び分遣所で勤務します。

(3) 休日

ア 隔日（24時間）勤務の場合 4週間で8週休日となる変則勤務となります。

イ 毎日勤務の場合 週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。

(4) 休暇等

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業等があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断
全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等
三重県市町村職員共済組合等に参加し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等
津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

(6) 人事・研修制度

ア 自己希望制度
職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する課署等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

イ プリセプター制度
消防の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安感を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、1人の新人に対して、1人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

ウ 研修制度
消防職員としての基礎を学ぶ初任科教育、救急課程など三重県消防学校での研修、火災、救急、救助等の実務研修など様々な研修を実施しています。

11 その他

(1) 条件付採用について

採用後6か月の間は、地方公務員法第22条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(2) 問い合わせ

この試験の詳細については津市消防本部消防総務課（消防本部庁舎2階）までお問い合わせください。

電話番号（059-254-0351）

津市教育委員会告示第 11 号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成 30 年 8 月 15 日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

1 招集の日時

平成 30 年 8 月 21 日（火） 午前 9 時 30 分から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4 階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 平成 30 年度津市一般会計補正予算（第 3 号）＜教委所管分＞について
- (2) 津市立学校設置条例の一部の改正について
- (3) 平成 31 年度使用中学校用教科用図書（道徳）の採択について

津市教育委員会公告第2号

平成30年度津市幼稚園教諭・養護教諭採用試験を実施します。

平成30年8月3日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

別紙のとおり

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用 予定 人数	受 験 資 格	
		免 許 等	生 年 月 日 等
幼 稚 園 教 諭	二 人 程 度	幼稚園教諭普通免許状と保育士資格の両方を有する人又は平成31年3月までに有する見込みの人	○ 昭和62年4月2日以降出生の人 ○ 学校教育法第9条（校長、教員の欠格事由）及び地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人で通勤可能な人
養 護 教 諭	一 人 程 度	養護教諭普通免許状を有する人又は平成31年3月までに有する見込みの人	

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
幼 稚 園 教 諭	幼稚園、児童福祉施設（保育所等）等その他の施設における幼児教育業務、児童の保育業務等
養 護 教 諭	幼稚園、その他の施設における幼児児童の養護業務等

3 受験手続等

（1）受付期間・受付時間

平成30年8月3日（金）から平成30年8月24日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

（2）提出書類

ア 津市幼稚園教諭・養護教諭採用試験申込書（受験票付き）-----1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

（印刷用紙は白色のA4版（縦：29.7cm、横：21cm）を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。）

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。

イ 返信用封筒-----2通（持参による申込みの場合は1通）

※ 返信用封筒のサイズ：長形3号（縦：23.5cm、横：12cm）

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る可否の通知（持参による申込みの場合は、第1次試験に係る可否の通知）を送付しますので、82円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

(3) 提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市幼稚園教諭・養護教諭採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

平成30年8月24日（金）午後5時15分までに津市教育委員会事務局教育総務課（津市教育委員会庁舎4階）に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-0035 津市西丸之内37番8号 津市教育委員会事務局教育総務課あて

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

平成30年8月24日（金）午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

【提出先】津市西丸之内37番8号 津市教育委員会事務局教育総務課（津市教育委員会庁舎4階）

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却（又は返信用封筒により返送）し、又は受験を無効とすることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で平成30年9月3日（月）までに受験票が届かないときは、津市教育委員会事務局教育総務課（電話番号 059-229-3292）へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による提出はできません。

オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

(1) 試験科目

職 種	試 験 科 目
幼 稚 園 教 諭	教養試験・専門試験
養 護 教 諭	

(2) 試験の内容

試 験 科 目	試 験 の 内 容
教 養 試 験	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式による筆記試験

専門試験	幼稚園教諭	発達心理、教育学、保育原理、保育内容及び法規に関する択一式による筆記試験
	養護教諭	応急手当、感染症、学校環境衛生、学校保健等に関する論述式による筆記試験

※ 教養試験の試験問題は、高等学校卒業程度です。

※ 試験問題は、活字印刷文で出題します。

(3) 試験日

平成30年10月14日（日）

(4) 試験場所

津市立三重短期大学（津市一身田中野157番地）

(5) 結果発表

平成30年11月上旬に受験者全員に対し、可否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目・試験日

職 種	試 験 科 目	試 験 日（予 定）
幼稚園教諭	実技試験（課題実技） 職場適応性検査	平成30年11月10日（土）
養護教諭	口述試験（個人面接） 実地試験（グループワーク） 職場適応性検査	平成30年11月11日（日）

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(2) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 結果発表

平成30年11月下旬に第2次試験受験者全員に対し、可否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験（個人面接）

(2) 試験日

平成30年12月上旬

詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

(4) その他

第3次試験の受験日までに最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。

詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

平成30年12月中旬に第3次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、平成31年4月1日に採用する予定です（当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります。）。

(2) 上記(1)の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。

なお、当該繰上げを行う期間は、2020年3月31日までとします。

(3) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

9 採用後の給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学 歴	初任給（給料）※1	給与月額（見込）※2
大学卒	180,600円	199,300円
短期大学・専修学校（専門課程）卒	163,800円	180,800円

※1 上記の初任給は、新卒者等に係る平成30年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。また、職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

※2 上記の給与月額は、給料、地域手当（勤務地：津市）、教職調整額及び義務教育等教員特別手当を含んでいます（100円未満の金額については切り捨てで表記しています。）。

なお、上記の給与以外に、期末・勤勉手当（平成29年度実績4.4月分）が別途支給されます。また、支給要件に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当も支給されます。

10 勤務条件等

（1）勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります。

（2）勤務場所

幼稚園、保育所等で勤務します。

（3）休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります。

（4）休暇等

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、介護時間、育児休業および部分休業等があります。

（5）福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

公立学校共済組合等に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による市内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

（6）人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する園等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

イ プリセプター制度

市の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安感を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、1人の新人に対して、1人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

ウ 研修制度

階層別研修、実務研修、職務実践研修、派遣研修など様々な研修を実施しています。

11 その他

(1) 条件付採用について

採用後1年の間は、地方公務員法第22条第1項及び教育公務員特例法第12条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(2) 併願について

津市が実施する職員（保育士等）の採用試験との併願が可能です。

(3) 問い合わせ

この試験の詳細については津市教育委員会事務局教育総務課（津市教育委員会庁舎4階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3292）

◎ 日本国籍を有しない人が津市幼稚園教諭・養護教諭採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関する担当副参事（課長級）、担当参事（部次長級）及び担当理事（部長級）が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

津市選挙管理委員会告示第34号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定により、白山町土地改良区総代会総代の総選挙を次のとおり定めたので、同条第3項及び第4項の規定により告示する。

平成30年8月1日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 選挙期日 | 平成30年8月8日 |
| 2 | 投票の時間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 3 | 選挙すべき総代の数 | 30人 |

津市選挙管理委員会告示第35号

平成30年8月8日執行の白山町土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成30年8月1日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

1 選挙長

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 安田 一雄

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 中西 慶徳

津市選挙管理委員会告示第 36 号

平成 30 年 8 月 8 日執行の白山町土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 8 条第 7 項の規定により告示する。

平成 30 年 8 月 1 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

選挙立会人

住 所	氏 名
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	池田 昌司
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	坂下 敏夫

津市選挙管理委員会告示第 37 号

三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 30 年 8 月 9 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の一部を改正する告示
三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区（平成 18 年津市選挙管理委員会告示第 10 号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

投票区	区域
第 1 投票区	第 2 投票区の区域を除いた区域
第 2 投票区	雲出本郷町、雲出長常町、雲出伊倉津町、雲出島貫町、雲出鋼管町、香良洲町

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

津市選挙管理委員会告示第38号

平成30年8月8日執行の白山町土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成30年8月9日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

記

別紙のとおり

当選者氏名	住所
小林 久彦	津市白山町山田野 1 4 8 5 番地 1
服部 央	津市白山町山田野 4 9 7 番地
森川 茂幸	津市白山町山田野 2 0 5 番地
須田 彰	津市白山町八対野 4 2 4 番地
安達 久夫	津市白山町八対野 7 6 1 番地
西山 一弘	津市白山町八対野 1 1 2 0 番地
鏡 高博	津市白山町藤 6 5 3 番地
浅井 競	津市白山町藤 1 9 6 番地
山岸 泰平	津市白山町稲垣 1 1 5 番地
川原田 俊博	津市白山町稲垣 4 0 9 番地 1
岩崎 溥	津市白山町南家城 1 0 7 2 番地
岩崎 和也	津市白山町南家城 1 0 4 0 番地 1
西川 操	津市白山町南家城 1 4 5 9 番地 1
諸木 久	津市白山町北家城 3 3 4 番地
天花寺 公一	津市白山町北家城 4 3 3 番地
前川 一良	津市白山町北家城 4 8 5 番地 2
森 成昭	津市白山町藤 3 2 5 番地
鏡 仁治	津市白山町藤 6 8 7 番地
岡崎 宏	津市白山町南家城 8 6 0 番地 4
島田 浩伸	津市白山町南家城 7 8 9 番地 2
神尾 秀人	津市白山町南家城 1 1 7 0 番地 1
海野 幸助	津市白山町南家城 1 0 6 8 番地
藤井 義秀	津市白山町南家城 1 8 9 番地 1
大西 一美	津市白山町南家城 1 1 4 9 番地 1
真柄 幸司	津市白山町川口 2 0 3 6 番地
奥川 重光	津市白山町川口 2 4 7 6 番地
大田 章一	津市白山町川口 1 2 3 1 番地
田中 忠一	津市白山町川口 3 5 7 6 番地
中谷 秀也	津市白山町川口 8 3 2 番地
藪内 利春	津市白山町川口 3 4 6 9 番地 2

津市選挙管理委員会告示第 39 号

平成 30 年 8 月 8 日執行の白山町土地改良区総代会総代選挙において次の者に
当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第
22 条第 2 項の規定により告示する。

平成 30 年 8 月 9 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

記

別紙のとおり

当選者氏名	住所
小林 久彦	津市白山町山田野 1 4 8 5 番地 1
服部 央	津市白山町山田野 4 9 7 番地
森川 茂幸	津市白山町山田野 2 0 5 番地
須田 彰	津市白山町八対野 4 2 4 番地
安達 久夫	津市白山町八対野 7 6 1 番地
西山 一弘	津市白山町八対野 1 1 2 0 番地
鏡 高博	津市白山町藤 6 5 3 番地
浅井 競	津市白山町藤 1 9 6 番地
山岸 泰平	津市白山町稲垣 1 1 5 番地
川原田 俊博	津市白山町稲垣 4 0 9 番地 1
岩崎 溥	津市白山町南家城 1 0 7 2 番地
岩崎 和也	津市白山町南家城 1 0 4 0 番地 1
西川 操	津市白山町南家城 1 4 5 9 番地 1
諸木 久	津市白山町北家城 3 3 4 番地
天花寺 公一	津市白山町北家城 4 3 3 番地
前川 一良	津市白山町北家城 4 8 5 番地 2
森 成昭	津市白山町藤 3 2 5 番地
鏡 仁治	津市白山町藤 6 8 7 番地
岡崎 宏	津市白山町南家城 8 6 0 番地 4
島田 浩伸	津市白山町南家城 7 8 9 番地 2
神尾 秀人	津市白山町南家城 1 1 7 0 番地 1
海野 幸助	津市白山町南家城 1 0 6 8 番地
藤井 義秀	津市白山町南家城 1 8 9 番地 1
大西 一美	津市白山町南家城 1 1 4 9 番地 1
真柄 幸司	津市白山町川口 2 0 3 6 番地
奥川 重光	津市白山町川口 2 4 7 6 番地
大田 章一	津市白山町川口 1 2 3 1 番地
田中 忠一	津市白山町川口 3 5 7 6 番地
中谷 秀也	津市白山町川口 8 3 2 番地
藪内 利春	津市白山町川口 3 4 6 9 番地 2